

平成 2 6 年 3 月 4 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第1回廿日市市議会議案目次

報告第2号	専決処分事項の報告について	1
議案第18号	職員の配偶者同行休業に関する条例	3
議案第19号	廿日市市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例	9
議案第20号	廿日市市いじめ問題対策連絡協議会条例	13
議案第21号	廿日市市いじめ防止対策委員会条例	17
議案第22号	廿日市市消防長及び消防署長の資格を定める条例	21
議案第23号	職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第24号	廿日市市手数料条例等の一部を改正する条例	31
議案第25号	廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	41
議案第26号	廿日市市社会教育委員条例の一部を改正する条例	45
議案第27号	廿日市市地区集会所設置及び管理に関する条例を廃止する条例	49
議案第28号	廿日市市佐伯工業団地休養施設設置及び管理条例を廃止する条例	53
議案第29号	廿日市市農産物加工センター設置及び管理条例を廃止する条例	57
議案第47号	広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	61
議案第48号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて	65
議案第49号	過疎地域自立促進計画の変更について	69

議案第 5 0 号	市道路線の認定及び廃止について	7 3
議案第 5 1 号	廿日市市土地開発公社定款の変更について	7 7
議案第 5 2 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	7 9

報告第 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 3 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 46,402 円
債 権 者 広島市西区小河内町一丁目 25 番 11 号
有限会社 昭電広島
代表取締役 岩 切 征 雄
- 2 専決処分年月日 平成 26 年 1 月 15 日

(参考事項)

平成25年11月6日市職員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 18 号

職員の配偶者同行休業に関する条例案を次のように提出する。

平成 26 年 3 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）から第3項まで及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。第9条第2項及び第3項を除き、以下同じ。）の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、これを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。

(配偶者が外国に住所又は居所を定めて滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第8条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものに該当するものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として規則で定め

るもの

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、規則で定める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）第14条に規定する特別休暇のうち規則で定める休暇を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった

場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。

(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めた採用をする場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めた採用をした職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

（規則への委任）

第10条 この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「規定による派遣」の次に「、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第 号）第2条の承認」を加える。

（廿日市市職員定数条例の一部改正）

3 廿日市市職員定数条例（昭和62年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第 号）第2条の規定による承認を受けて配偶者同行休業をしている職員（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 4 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第9号）の一部を次のように改正する。
 - 第2条に次の1号を加える。
 - (4) 職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年条例第 号）第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(提案理由)

地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資するための配偶者同行休業制度を導入するため、この条例案を提出するものである。

議案第 19 号

廿日市市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例案を次のように提出する。

平成 26 年 3 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に
関する条例

(設置)

第1条 地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）
実施計画に基づく事業に要する経費の財源に充てるため、廿日市市地域の
元気臨時交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利
な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代
えることができる。

(処分)

第4条 基金は、設置の目的に従い、予算の定めるところによりその全部
又は一部を処分することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、
この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、
期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用
することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、
市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

(提案理由)

地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）実施計画に基づく事業に要する経費の財源に充てる目的で、廿日市市地域の元気臨時交付金基金を設置するため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 0 号

廿日市市いじめ問題対策連絡協議会条例案を次のように提出する。

平成 2 6 年 3 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、廿日市市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(会長及び委員)

第2条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、12人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 国の関係地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 広島県の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 広島県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 副市長のうち市長が指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関係する団体を構成する者のうちから市長が委嘱する者
 - (7) いじめの防止等について専門的な知識を有する者のうちから市長が委嘱する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 その職に基づいて委嘱され、又は任命された委員が当該職を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ることを目的として、
廿日市市いじめ問題対策連絡協議会を設置するため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 1 号

廿日市市いじめ防止対策委員会条例案を次のように提出する。

平成 2 6 年 3 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市いじめ防止対策委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、廿日市市いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を行う。

- (1) 市立学校におけるいじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）のための調査研究
- (2) 市立学校におけるいじめ（法第2条第1項に規定するいじめをいう。以下同じ。）に関する通報や相談についての調査審議
- (3) 法第24条に規定する市立学校から報告を受けたいじめの事案についての調査
- (4) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査
- (5) 前各号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会が必要と認めることについての調査審議

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学校関係者 2人
- (2) 学識経験者 5人

2 委員は、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 会議は、委員会が認めるときは、非公開とすることができる。
- 6 会議は、委員会が行う調査の公平性及び中立性を確保するため特に必要があると認めるときは、特定の委員を除いて開くことができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

本市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにすることを目的として、廿日市市いじめ防止対策委員会を設置するため、この条例案を提出するものである。

議案第 22 号

廿日市市消防長及び消防署長の資格を定める条例案を次のように提出する。

平成 26 年 3 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項に規定する消防長及び消防署長の資格について定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 市の行政事務に従事した者で、廿日市市部設置条例（昭和63年条例第5号）第1条に規定する部の長の職その他市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において消防組織法の一部が改正されたことに伴い、消防長及び消防署長に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格について条例で定めることとされたため、この条例案を提出するものである。

議案第 23 号

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 26 年 3 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準
に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)」に改める。

第4条第10号中「財団法人広島県市町村職員共済互助会」を「一般財団法人広島県市町村職員共済互助会」に改め、同条第11号中「財団法人広島県教育職員互助組合」を「一般財団法人広島県教育職員互助組合」に改める。

第15条第1項第1号中「貸間を含む」の次に「。次号において同じ」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「又は第2号に掲げる職員のうち第3号」を「に掲げる職員であつて第2号」に、「第1号又は第2号に掲げる額及び第3号」を「第1号及び第2号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第20条中「及びこれに対する地域手当の月額」を「、これに対する地域手当の月額及び特殊勤務手当(月額として定められているものに限る。)の月額」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第24条の2 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用

する場合を含む。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。

2 災害派遣手当は、日額により支給するものとし、その額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、6,620円を超えない範囲内で規則で定める。

3 前2項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び退職手当」を「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)及び退職手当」に改める。

第7条の2中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第14条の3を第14条の4とし、第14条の2の次に次の1条を加える。

(災害派遣手当)

第14条の3 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。))又は大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、その者に対して支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中職員の給与に関する条例第15条第1項及び第2項の改正規定、同条例第20条の改正規定並びに第2条中企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第7条の2の改正規定 平成26年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「勤勉手当」を「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)」に改める。

(提案理由)

国家公務員及び広島県職員の給与の改定方針などを考慮し、職員が所有する住宅に係る住居手当の廃止、職員に対する災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）の支給に関する規定の整備及び勤務1時間当たりの給与額の算出方法の改定をするなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 4 号

廿日市市手数料条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 2 6 年 3 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市手数料条例等の一部を改正する条例

(廿日市市手数料条例の一部改正)

第1条 廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第5号中

12万5,000円	建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下「大臣認定プログラム」という。）によるものにあつては11万3,000円
14万4,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては12万9,000円
20万7,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては18万1,000円
25万2,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては21万9,000円
27万6,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては24万円
31万4,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては27万2,000円
39万円	大臣認定プログラムによるものにあつては33万6,000円
21万2,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては18万6,000円

26 万円	大臣認定プログラムによる ものにあつては22万7,000円
39万8,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては34万1,000円
47万1,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては40万3,000円
56万8,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては48万4,000円
61万6,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては52万5,000円
71万2,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては60万7,000円
17万1,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては15万1,000円
20万6,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては18万円
30 万円	大臣認定プログラムによる ものにあつては26万円
35万8,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては30万8,000円
41万7,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては35万8,000円
48 万円	大臣認定プログラムによる ものにあつては40万9,000円
60万6,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては51万1,000円

を

12万7,000円	建築基準法（昭和25年法
-----------	--------------

	律第201号) 第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下「大臣認定プログラム」という。）によるものにあつては11万5,000円
14万6,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては13万1,000円
21万1,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては18万5,000円
25万8,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては22万4,000円
28万2,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては24万5,000円
32万1,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては27万8,000円
39万9,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては34万4,000円
21万6,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては19万円
26万6,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては23万2,000円
40万8,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては34万9,000円
48万3,000円	大臣認定プログラムによるものにあつては41万3,000円
58万3,000円	大臣認定プログラムによる

に改め、同表第8号中

	ものにあつては49万6,000円
63万2,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては53万8,000円
73万1,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては62万3,000円
17万4,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては15万4,000円
21 万円	大臣認定プログラムによる ものにあつては18万3,000円
30万7,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては26万6,000円
36万7,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては31万5,000円
42万7,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては36万7,000円
49万2,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては41万9,000円
62万2,000円	大臣認定プログラムによる ものにあつては52万4,000円

200を超える	1 件	9万1,000円	を
---------	-----	----------	---

200 を超える	1 件	9万2,000円	に、
----------	-----	----------	----

82 万円
99 万円

83 万円
101 万円

110 万円
140 万円
164 万円
385 万円
509 万円

を

112 万円
142 万円
166 万円
388 万円
510 万円

に、

112 万円
133 万円
148 万円

を

113 万円
134 万円
150 万円

に、

212 万円
433 万円

を

214 万円
435 万円

に、

95 万円

を

99 万円

に、

165 万円
318 万円
389 万円
445 万円

を

172 万円
332 万円
406 万円
465 万円

に、

5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満	1 件	41万円
-------------------------------	-----	------

を

5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満	1 件	43万円
-------------------------------	-----	------

に、

92 万円	を	96 万円	に改める。
116 万円		121 万円	
283 万円		295 万円	
347 万円		362 万円	
400 万円		417 万円	

(廿日市市漁港管理条例の一部改正)

第2条 廿日市市漁港管理条例（平成17年条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1 棧橋及び物揚場の項中「2円」を「2円5銭」に改め、同表野積場の項中「1円10銭」を「1円13銭」に改める。

(廿日市市港湾施設管理条例の一部改正)

第3条 廿日市市港湾施設管理条例（平成17年条例第77号）の一部を次のように改正する。

3 円 2 7 銭	を	3 円 3 6 銭	に改める。
4 円 3 6 銭		4 円 4 8 銭	
1 円 6 7 銭		1 円 7 1 銭	
2 円 2 3 銭		2 円 2 9 銭	

市の水道料金に 79円を加えた 額
40円
2円12銭

市の水道料金に 81円を加えた 額
41円
2円18銭

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされた事務に係る手数料については、
なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に漁港施設の使用の許可を受けている者に係る
使用料（栈橋及び物揚場の使用料に限る。）については、なお従前の例
による。

(提案理由)

消費税法等の一部が改正され、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されることなどに伴い、手数料又は使用料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第 25 号

廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
案を次のように提出する。

平成 26 年 3 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例（平成6年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第5条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、「、あらかじめ市長の承認を得て」を削り、同条を第4条とする。

第6条第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、「、あらかじめ市長の承認を得て」を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項及び第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第7条とする。

第9条第2項中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「指定管理者」を「市長」に、「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同項第2号中「第8条各号」を「第7条各号」に改め、同条を第9条とする。

第11条から第16条までを削り、第17条を第10条とする。

別表中「第9条」を「第8条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例第7条の規定によりされた許可は、改正後の廿日市市保健福祉研修センター設置及び管理条例第6条の規定によりされた許可とみなす。

(提案理由)

廿日市市保健福祉研修センターの指定管理者の指定期間が平成26年3月31日をもって満了し、同日をもって指定管理者による管理を廃止することに伴い、当該施設の管理に関する規定を改正する必要があるため、この条例案を提出するものである。

議案第 26 号

廿日市市社会教育委員条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 26 年 3 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市社会教育委員条例の一部を改正する条例

廿日市市社会教育委員条例（昭和63年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、廿日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

第4条第2項中「廿日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において社会教育法の一部が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めることとされたため、この条例案を提出するものである。

議案第 27 号

廿日市市地区集会所設置及び管理に関する条例を廃止する条例案を次のように提出する。

平成 26 年 3 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市地区集会所設置及び管理に関する条例を廃止する条例

廿日市市地区集会所設置及び管理に関する条例（昭和 57 年条例第 29 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の廿日市市地区集会所設置及び管理に関する条例第 13 条の規定は、この条例の施行の日の前日を含む事業年度の事業報告書の提出があるまでの間は、なお効力を有する。

(提案理由)

公の施設としての地区集会所を廃止するため、この条例案を提出するものである。

議案第 28 号

廿日市市佐伯工業団地休養施設設置及び管理条例を廃止する条例案を次のように提出する。

平成 26 年 3 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市佐伯工業団地休養施設設置及び管理条例を廃止する
条例

廿日市市佐伯工業団地休養施設設置及び管理条例（平成 1 5 年条例第 3
0 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

廿日市市佐伯工業団地休養施設を廃止し、当該施設を地区集会所などとするため、この条例案を提出するものである。

議案第 29 号

廿日市市農産物加工センター設置及び管理条例を廃止する条例案を次のように提出する。

平成 26 年 3 月 4 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市農産物加工センター設置及び管理条例を廃止する条例

廿日市市農産物加工センター設置及び管理条例（平成15年条例第41号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

甘日市市農産物加工センターを廃止し、当該施設を地区集会所などとするため、この条例案を提出するものである。

議案第 4 7 号

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約
の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、
次のとおり広島県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約を変更す
ることについて、同法第 2 9 0 条の規定により市議会の議決を求める。

平成 2 6 年 3 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

広島県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約

広島県市町総合事務組合規約（昭和 3 5 年指令地第 8 0 3 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 2 中「三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田
市、江田島市、府中町」を「竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、
廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町」に改め、

「

8 賞じゆつ金及び殉職者特別 賞じゆつ金の授与に関する事 務	庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安 芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊 野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎 上島町、世羅町、神石高原町
--------------------------------------	--

を

」

「

8 賞じゆつ金及び殉職者特別 賞じゆつ金の授与に関する事	竹原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日 市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海
---------------------------------	--

に

務	田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町
---	--------------------------------------

改める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

(提案理由)

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更をすることについて協議を行うため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 48 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、虫所山辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めることについて、市議会の議決を求める。

平成 26 年 3 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

総 合 整 備 計 画 書

広島県 廿日市市 虫所山辺地

(辺地の人口：72人、面積：7.1km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 廿日市市虫所山
- (2) 地区の中心の位置 廿日市市虫所山108番地1
- (3) 辺地度点数 181点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地区は、佐伯地域の北側に位置し、一級河川小瀬川水系七瀬川及び大虫川流域の標高380mから600mの谷間に5つの集落が散在しています。昭和38年の豪雪を機に過疎化が進み、昭和35年の国勢調査人口624人に対し、平成26年2月1日現在の人口は72人と大幅に人口が減少し、過疎化が進行しています。

本地区は、木材の集積地として隆盛を極めていましたが、道路交通網の整備や産業構造の変化に伴い、林業は衰退し、地区の経済の低迷が更に人口を減少させることになり、集落機能が低下し、その維持が困難になりつつあります。

こうした中、本地区においては、これまで生活道路や林道、集会施設、公衆用トイレ等の公共的施設の整備を行ってきたところです。

また、本地区内の消防車両が老朽化していることから、これを更新し、火災等各種災害に対応する消防施設の充実を図ることにより地区住民の生命と財産の安全を確保します。

3 公共的施設の整備計画

平成26年度

(単位：千円)

区 分 施 設 名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
厚生施設 消防施設 (小型動力ポンプ 付積載車整備)	廿日市市	5,104		5,104	5,000
合 計		5,104		5,104	5,000

(提案理由)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律で規定する辺地に該当する虫所山辺地において、同法により公共的施設を整備するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 4 9 号

過疎地域自立促進計画の変更について

過疎地域自立促進計画を次のとおり変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 1 2 年法律第 1 5 号）第 6 条第 7 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

平成 2 6 年 3 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

次のとおり過疎地域自立促進計画を変更する。

3 の(1)の（情報通信）中「民間事業者が行う無線通信技術を用いた高速情報通信の整備について、広島県とともに支援し、情報格差の是正に向け、ブロードバンド整備による I C T 利用環境の向上を図りました」を「現在、固定無線アクセスシステム（F W A）による情報通信基盤が整備されていますが、他地域と比較して情報通信に格差があると同時に、無線特性による障害物の影響が大きいなど、安定的な情報通信の確保に困難が生じており、これらの課題解消に向けた情報通信基盤の導入を図る必要があります」に改める。

3 の(3)の表中

(5) 電気通信施設等情報化のための施設 その他	吉和地域消防救急無線デジタル 化事業（再掲）
-----------------------------	---------------------------

廿日市市	
------	--

を

(5) 電気通信施設等情報化のための施設 その他の情報化のための施設 その他	地域情報通信基盤 吉和地域消防救急 化事業（再掲）
--	---------------------------------

整備推進事業	廿日市市	
無線デジタル	廿日市市	

に改める。

4 の (3) の表中

消防艇等整備事業（係留施設の整備等）

廿日市市	
------	--

を

消防艇等整備事業
整備等）
救助工作車整備事

(係留施設の	廿日市市	
業	廿日市市 (広島市)	

に改める。

(提案理由)

過疎地域の自立促進に寄与する目的で、地域情報通信基盤整備推進事業及び救助工作車整備事業を過疎地域自立促進計画に加えるため、当該計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 5 0 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び廃止することについて、市議会の議決を求める。

平成 2 6 年 3 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 市道路線の認定

番 号	認定路線名	起 点	終 点
5 2 8	野 坂 団 地 1 0 号 線	廿日市市地御前北三 丁目 2 8 0 2 番 9 地 先	廿日市市地御前北三 丁目 1 3 9 番 1 0 地 先
1 0 5 9	山 陽 道 側道 6 号 線	廿日市市上平良字河 野原 1 9 4 番 1 地先	廿日市市上平良字広 池 2 9 7 番 1 地先
1 4 0 1	新 屋 敷 3 号 線	廿日市市宮内字新屋 敷 3 3 0 番 1 地先	廿日市市宮内字新屋 敷 3 3 1 番 1 地先
2 0 4 3	市 井 原 線	廿日市市浅原字市井 原 3 1 1 2 番 1 地先	廿日市市浅原字前中 山 1 0 2 9 番 1 地先
4 6 4 7	渡 ノ 瀬 馬 ノ 口 線	廿日市市大野字馬ノ 口 2 6 4 5 番 2 地先	廿日市市大野字馬ノ 口 2 6 4 5 番 4 地先
4 6 4 8	土井 7 号 線	廿日市市大野字三槍 谷 9 3 3 番 5 地先	廿日市市大野字三槍 谷 9 1 2 番 1 地先

2 市道路線の廃止

番 号	廃止路線名	起 点	終 点
5 2 8	野 坂 団 地 1 0 号 線	廿日市市地御前北三 丁目 2 8 0 2 番 9 地 先	廿日市市地御前北三 丁目 2 8 0 2 番 1 0 地先
1 0 5 9	山 陽 道 側道 6 号線	廿日市市上平良字大 原 9 4 6 番 1 地先	廿日市市上平良字広 池 2 9 7 番 1 地先
2 0 4 3	市 井 原 線	廿日市市浅原字本郷 3 0 3 3 番 2 地先	廿日市市浅原字前中 山 1 0 2 9 番 1 地先

(提案理由)

開発行為により設置した道路、道路改良に伴い移管を受ける県道、事業計画のある道路の整備により既存道路の起点又は終点の変更が必要となった道路などを市道路線に認定し、この認定に伴い路線が重複することとなる市道路線を廃止することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 5 1 号

廿日市市土地開発公社定款の変更について

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 4 7 年法律第 6 6 号）第 1 4 条第 2 項の規定により、次のとおり廿日市市土地開発公社定款を変更することについて、市議会の議決を求める。

平成 2 6 年 3 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市土地開発公社定款の一部を改正する定款

廿日市市土地開発公社定款（昭和 4 7 年 9 月 2 8 日議決）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項第 3 号及び第 2 2 条中「損益計算書」の次に「、キャッシュ・フロー計算書」を加える。

附 則

この定款は、広島県知事の認可のあった日から施行する。

(提案理由)

経理処理を行う上での基準となる土地開発公社経理基準要綱の一部が改正されたことに伴い、財務諸表にキャッシュ・フロー計算書を加えるため、定款を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 5 2 号

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、次の者を廿日市市公平委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

平成 2 6 年 3 月 4 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

氏 名 青 木 晴 美

(提案理由)

廿日市市公平委員会の委員青木晴美の任期が、平成２６年３月３１日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

